

別紙 9 消防設備等保守点検業務仕様書

1. 作業実施場所 別紙 2 維持管理・保守点検業務一覧のとおり
2. 実施回数 年 2 回
3. 実施内容
 - (1) 点検内容 ①外観・機能点検 (6ヶ月に1回)
②外観・機能及び総合点検 (6ヶ月に1回)
 - (2) 点検項目 建物内外、消防用設備全般
 - (3) 業務責任者等
 - イ. 請負者は、業務の履行に当たり、業務責任者を定める。
 - ロ. 業務責任者は、業務の履行に必要な関係諸法令等に基づく所要の取り扱い資格等を有する者とする。(消防法第 17 条の 3 の 3 の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者)
 - ハ. 業務従事者は、十分な知識と実務経験を有する者とする。
4. 機器・材料
 - (1) 作業に使用する機器及び材料は、騒音や異臭を発生するものを使用せず、すべて町の承認を受けたものを使用し、機器等は常に整備点検を行うこと。
 - (2) 作業に使用する一般的な消耗品、機器、材料等は請負者の負担とする
5. 業務報告書の提出

業務が完了したときは、業務報告書を作成し、報告書を提出する。

外観・機能点検完了後、業務報告書	2 部
外観・機能及び総合点検完了後、業務報告書	2 部
6. 電力、用水費等

業務に使用する電力、用水の使用は町の負担とする。
7. 一般事項
 - (1) この作業実施に当たっては、町の業務に支障のないように充分注意し、作業上での衛生及び火気取締りを行うこと。
 - (2) 作業に当たり、建物等に損害を与えた時は、請負者の負担とする。
 - (3) その他細部については、係員の指示を受け作業を行うものとする。
8. 小修理業務等
 - (1) 点検の結果、故障又は異常を発見した場合、応急措置の必要がある場合は、常備する工具類又は部品を用いて小修理業務を行う。範囲は業務に支障をきたさない程度で実施できる範囲とする
 - (2) 上記以外の故障又は異常の修理は町の負担とする。